

那覇市役所本庁舎中央監視装置取替修繕仕様書

本仕様書は、那覇市長(以下「発注者」という。)と受注者との間に締結する契約の業務の仕様について定めたものである。

1. 件名：那覇市役所本庁舎中央監視装置取替修繕

2. 履行期間：契約締結日～令和8年3月31日

3. 対象施設

名 称	那覇市役所本庁舎
所 在 地	沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
敷 地 面 積	7,883 m ²
建物延床面積	38,586 m ²
開 庁 時 間	平日8時30分～17時15分
閉 庁 日	土曜日、日曜日、祝日、慰霊の日（6月23日）、年末年始（12月29日～1月3日）

4. 対象設備

中央監視装置(機器の詳細については仕様書別紙1～4参照)

- ・中央監視装置 PC
- ・周辺機器（キーボード・マウス・モニター）
- ・中央監視ソフト

5. 業務内容

業務内容は次の通りとし、修繕業務の実施日は事前に双方協議の上決定する。

- (1) 中央監視システム取替修繕業務
- (2) 報告書の作成

6. 負担区分

- (1) 修繕業務に要する器具・消耗品等や、作業後に不要になったものの処分については、受注者が負担するものとする。
- (2) 修繕業務に要する光熱水費は発注者が負担するものとする。

7. 業務報告

受注者は業務終了後、すみやかに報告書を提出し、発注者の承認を得ることとする。

8. 法令の遵守、適用法令等

- (1) 本業務の遂行にあたっては、必要な法令・規格に基づくものとし、その他、電気、機械に関する技術基準を定める省令及び告示、最新の規格等、関係法令に従って施工するものとする。
- (2) 受注者は、那覇市公契約条例第5条に基づき、同条例の基本理念（公契約の適正な履行、適正な労働環境の確保、地域経済の健全な発展等）が実現されるよう、市が実施する公契約に関する施策への協力をする事。
- (3) 受注者は労働基準法その他の法令規則を遵守すること。特に、業務にあたる者に対する賃金不払いがないようにすること。

9. その他

- (1) 本業務にあたっては、市役所業務に支障がないように実施することとする。
なお、閉庁時間に入庁する際は、事前に入庁許可申請書を提出のうえ入庁することとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、双方別途協議の上で定めるものとする。